

令和7年度生駒市道路台帳整備業務

設計図書

この表紙を除く（20ページ）

令和7年度 生駒市道路台帳整備業務 仕様書

第1章 総 則

第1条 (業務の目的)

本業務は、生駒市（以下「発注者」という。）が管理する道路について、移動計測車両等により、道路台帳平面図、台帳調書、路線網図を更新することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本仕様書は、発注者が実施する「令和7年度 生駒市道路台帳整備業務」（以下「本業務」という）を、本業務の受注者（以下「受注者」という）が実施する際に適用する。

第3条 (準拠する法令等)

本業務は、本仕様書によるほか、次に示す各種法令、規定に準拠して行うものとする。

- (1) 測量法（昭和24年6月3日 法律第188号）
- (2) 測量法施行令（昭和24年8月31日 政令第322号）
- (3) 測量法施行規則（昭和24年9月1日 建設省令第16号）
- (4) 道路法（昭和27年6月10日 法律第180号）
- (5) 道路法施行令（昭和27年12月4日 政令第479号）
- (6) 道路法施行規則（昭和27年8月1日 建設省令第25号）
- (7) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年5月30日 法律第63号）
- (8) 地理情報標準プロファイル(JPGIS)2014(平成26年4月国土地理院)
- (9) 日本版メタデータプロファイル仕様書(JMP2.0仕様書)
- (10) 品質の要求、評価及び報告のための規則Ver1.0(平成19年3月国土地理院)
- (11) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル(JPGIS)2014版(平成26年4月国土地理院)
- (12) 生駒市公共測量作業規程(平成23年5月生駒市)
- (13) 公共測量作業規程の準則（平成28年3月31日 国土交通省 告示第565号）
- (14) その他関係法令通達等、規則及び手引等

第4条 (作業内容)

本業務の対象となる作業及び作業量は、下記のとおりとする。

- | | |
|---|-----------------------|
| (1) 車載写真レーザ測量(地図情報レベル1000) | 2.042 km |
| (2) 台帳地形図修正(地図情報レベル1000) | 0.020 km ² |
| (道路延長 2.042km × 道路部(図化幅 0.01km) ÷ 0.020 km ²) | |
| (3) 道路台帳作成 | |
| (ア) 道路台帳図調査編集 | 2.042 km |
| (イ) 道路現況調書編集 | 2.604 km |
| (ウ) 告示資料作成 | 1式 |
| (エ) 調書集計 | 628.572 km |

(オ) 路線網図データ修正(1/4,000)	1式
(カ) 路線網図出力製本(1/4,000)	2部
(キ) 路線網図P D F作成(1/4,000)	24面
(4) データセットアップ	1式

第5条 (貸与資料)

発注者は、本業務の実施にあたり次に示す資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し、資料の所在を明らかにするとともに、資料の汚損、紛失等のないよう厳重に管理を行うものとする。

2 本業務完了後は発注者に速やかに資料を返却するものとする。なお、貸与資料を汚損・紛失した場合は、受注者の責任をもって、修復するものとする。

- (1) 生駒市旧道路台帳データファイル
- (2) 統合型地理情報システム地形データファイル（最新版）
- (3) 告示関係資料
- (4) その他必要となる資料

第6条 (主任技術者及び照査技術者)

受注者は、作業開始に先立ち主任技術者及び照査技術者を届出なければならない。

- 2 主任技術者は、道路台帳整備を目的とした作業を実施するため、測量法による測量士の資格を有し、道路台帳整備業務に精通したものでなければならない。
- 3 照査技術者は、作成された成果を地理情報として登録・運用を行うことからも、空間情報総括管理技術者かつ技術士（建設部門－道路）、測量士の資格を有するものでなければならない。

第7条 (土地立入及び身分証明書の携帯)

本業務の実施にあたり、受注者は、作業を円滑に行うために必要な資料等を収集整理するものとする。

- 2 受注者は、測量作業を実施する前に、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は作業完了後、速やかに身分証明書を発注者に返却しなければならない。
- 3 受注者は、測量作業を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、発注者及び関係者と十分な協調を保ち測量作業が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能になった場合には、直ちに発注者に報告し指示をうけなければならない。

第8条 (安全の確保)

受注者は、屋外にて本業務を実施する場合、本業務の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全を確保しなければならない。

- 2 受注者は所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、本業務実施中の安全を確保しなければならない。

- 3 受注者が本業務を実施する場合、事故等が発生しないよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならないものとし、災害予防に努めなければならないものとする。

第9条（作業状況の報告）

受注者は、発注者から作業の各工程の進捗状況について報告を請求された場合すみやかに報告しなければならない。

第10条（権利・義務の譲渡・守秘義務）

- 受注者は契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。
- 2 また業務で知り得た内容を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。なお、業務で使用する各種資料・データに含まれる個人情報、行政機密、航空写真撮影画像、沿道状況の画像等情報及びプライバシー等の取扱については紛失、漏洩のないようにしなければならないものとし、その履行を証明できる資格として、以下の資格証の写しを提出するものとする。
- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム (JIS Q 27001:2014) …契約事業所及び作業場所
((一財) 日本情報経済社会推進協会により認定された認証機関による認証)
- (2) プライバシーマーク (JIS Q 15001:2006)
((一財) 日本情報経済社会推進協会により指定された審査機関による認証)
- 3 車載写真レーザ測量により取得された画像、システム上で利用できるよう加工されたデータは、発注者に帰属されるものとし、データ取得時の原データは受注者に留保されるものとする。

第11条（使用機器の検定）

本業務に使用する全ての機械・器財・物品は、精度の保持及び測量成果の保管に適し得るものとし、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関が、測定値の正当性を保証する検定を行った機器を使用しなければならない。

- 2 ただし、受注者が第三者機関による検定と同程度のことが行うことができる場合、受注者の国内規格方式による検定により、これを代えることができる。

第12条（疑義）

本業務の遂行にあたり、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、受注者は発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。なお、協議に必要な資料はその都度受注者が作成するものとする。

第13条（データの消去）

- 受注者は、本業務により作成されたデータ等を、業務完了後にすべて消去しなければならない。
- 2 ただし、発注者との協議によりデータを保管しておく場合、受注者は保管書を作成し、発注者に提出しなければならない。

第14条（特記事項）

発注者において同時期に作業している業務成果を効果的に利用するものとする。

第15条（納期及び納入場所）

本業務の納期及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納期 令和8年3月31日（火）
- (2) 納入場所 生駒市建設部管理課

第2章 車載写真レーザ測量

第16条（業務工程）

車載写真レーザ測量による計測を用いる場合にあっては、下記の作業順に作業を行うものとする。

- (1) 計画準備
- (2) 車載写真レーザ測量
- (3) 成果とりまとめ

第17条（計画準備）

地形更新は公共測量として実施する為、生駒市公共測量作業規程（作業規程の準則と同じ）に準拠して実施するものとし、その為の円滑な資料作成を行うものとする。

- 2 車載写真レーザ測量による公共測量成果（地図情報レベル1,000以上）としての地方公共団体実績を証明できる書類（TECRIS登録書類または、作業内容がわかる契約書類（契約書を含む設計図書等））を提出するものとする。
- 3 車載写真レーザ測量による作業実施前に、国土地理院長の助言を得るものとする。

第18条（車載写真レーザ測量）

対象経路を車載写真レーザ測量により、取得精度が±15cm以内の前方・後方のレーザデータ、デジタル画像データ（500万画素以上）およびGNSSデータの計測（=道路3次元データ）を実施するものとする。

- 2 計測は、後続の図化作業目的により、地図情報レベル1,000が作成可能な精度を保持するものとする。

第19条（成果とりまとめ）

車載写真レーザ測量により取得した道路3次元データを、ビューワーソフトウェアで表示可能な形式（以下、「3次元表示システム用データ」）へ変換・調整し、発注者指定PCの3次元表示システムにて表示可能なようインストールを行うものとする。

第3章 台帳地形図修正

第20条（業務工程）

台帳地形図修正は、下記の作業順に作業を行うものとする。

- (1) 作業計画
- (2) 現地調査
- (3) 数値図化
- (4) 数値編集
- (5) 補測編集

(6) 数値地形図データファイルの作成

第 21 条 (作業計画)

作業計画は、台帳地形図修正作業の着手前に、発注者からの貸与資料及び既存資料の収集整理を行い、図化作業方法、使用する機器、作業体制、日程等の詳細な作業計画を立案するものとする。

第 22 条 (現地調査)

現地調査は、台帳地形図修正を実施するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査・確認し、その結果を旧台帳地形図データの出力図、修正データの出力図等に記入して、修正数値編集に必要なデータ及び資料を作成するものとする。

- 2 車載写真レーザ測量によりデータの欠損や不都合な箇所が発生した場合は、現地においてキネマティック法、RTK 法、ネットワーク型 RTK 法、TS 等を用いて修正データを作成するものとする。

第 23 条 (数値図化)

車載写真レーザ測量で得られたデータを基に数値図化に使用する図化機は、地図情報レベル 1,000 の位置精度を保証できるよう、点群密度及び画像解像度を基準とした図化範囲を明示する機能を保有するとともに、位置情報の取得ミスを抑制するための、点群データの奥行き制御機能を有していなければならない。

- 3 地形表現のためのデータ取得は、等高線法及び自動標高抽出技術を用いてデータを取得する数値モデル法の併用法で行うものとする。
- 4 取得する数値地図には、分類コード（数値地形図データ取得分類基準を標準とする）を付し、その種類を表示させるものとする。

第 24 条 (数値編集)

現地調査等で収集した資料を基に、図形編集装置を用いて台帳地形図データに追加、削除、修正等の処理を行い、真位置データ及び作図データに区分した編集済データを作成するものとする。

- 2 旧台帳地形図データとの整合を図り、接合点では座標値を一致させる。
- 3 編集済データ作成後、点検プログラムにて論理的矛盾を点検するとともに、出力図を作成しその内容を確認するものとする。

第 25 条 (補測編集)

編集済データ及び出力図に表現されている重要な事項の確認を行い、必要部分を現地において補備する測量を行い、これらの結果をもとに編集済データを再編集し、補測編集済データを作成するものとする。特に車載写真レーザ測量にて、道路現況のデータが取得できない箇所（狭隘部、規制部、陰影部等）については、現地にて補測調査を実施するものとする。また、所定の精度を確保するよう検証調査を行うものとする。

- 2 補測編集済データ作成後、点検プログラムにて論理的矛盾を点検するとともに、出力図を作成しその内容を確認するものとする。なお、数値化データの内容に関する最終点検になるため、入念に行うものとする。

第 26 条 (数値地形図データファイルの作成)

前条で作成した補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体へ記録するものとする。

第4章 道路台帳作成

第27条（道路台帳図調査編集）

(1) 道路台帳図調査

「道路法施行規則第4条の2」に基づき前条で作成した台帳地形図の出力図をもとに下記の事項を調査するものとする。

- (ア) 道路起点・終点記号
- (イ) 道路の幅員（歩道・車道・分離帯等）ただし、幅員が50cm以上変化する箇所は必ず表示を行う。
- (ウ) 側溝の種類（L型溝を含む）と寸法
- (エ) 橋梁、踏切、歩道橋、路線橋等の名称、延長、幅員、面積、種類
- (オ) 路面の種類と区切り線
- (カ) 安全施設
- (キ) その他主要な道路の付属物
- (ク) 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
- (ケ) その他、主要な占用物件

(2) 測定用基図作成

前項で調査した事項を台帳地形図の出力図上に編集し測定用基図を作成するものとする。なお、測定用基図の区割り要素は次の通りとする。

- (ア) 道路種別
- (イ) 路面種別
- (ウ) 道路幅員
- (エ) 行政区界
- (オ) 交差点
- (カ) 構造物
- (キ) 道路屈曲部
- (ク) 図郭線
- (ケ) その他指示する箇所

(3) 道路台帳データ作成

前項で作成した測定用基図をもとに生駒市統合型G I Sの道路台帳データと同様定義のデータを入力するものとする。

第28条（道路現況調書編集）

道路台帳図調査編集成果をもとに、道路現況調書に必要なデータの入力を行い、道路種類別、路線別（路線種別、幅員別）に各種調書を出力する。

2 各データについては、詳細なデータの追加及び道路の更新データを入力し、最新情報が得られ

るようにするものとする。各データを持っていない場合は、一から作成するものとする。

3 本業務における道路台帳調書等は、従来までの道路台帳調書等の様式と全て統一の下で行うものとし、別様式で作成してはならない。

第29条（告示資料作成）

新規認定道路及び区域変更に接続している認定路線で区域変更などの告示が必要な路線を対象に告示用資料を作成するものとする。

第30条（調書集計）

道路法施行規則及び旧建設省道路施設現況調査提要に基づき、入力した路線集計データと前回までに入力した路線集計データを合算させて電子計算機を用いて集計し、調書を出力するものとする。

2 前回までの路線集計データを持っていない場合は、全路線のパンチ入力を行うものとする。

3 出力する調書データは、下記のものとする。なお、下記以外で業務上必要な調書データがいる場合は、その調書の作成をするものとする。

- (ア) 道路現況調書（総務省様式）
- (イ) 道路施設現況調査（国土交通省様式）
- (ウ) 実延長調書
- (エ) 橋調書
- (オ) トンネル調書
- (カ) 交差調書
- (キ) 橋梁台帳
- (ク) トンネル台帳
- (ケ) 交差台帳
- (コ) 道路台帳
- (サ) 道路橋梁調書（地方交付税資料）
- (シ) 道路増減調書（市管理用）

第31条（出力製本）

前条までに作成した道路台帳データ及び台帳地形図データをもとに、インクジェットプロッタを利用して道路台帳図を縮小出力し、道路台帳平面図縮小出力製本を作成するものとする。

第32条（路線網図修正）

変更及び追加のあった市道について、路線網図データを修正するものとする。

第33条（路線網図出力製本）

前条で作成した路線網データ及び1/2,500 地形図データをもとに、インクジェットプロッタを利用して1/4,000 路線網図を出力し路線網図縮小出力製本を作成するものとする。

第34条（路線網図P D Fデータ作成）

前条の出力用データをもとに変更が生じた路線網図のP D F形式データを作成するものとする。

第5章 成果品その他

第35条（成果品）

成果品は下記の通りとする。

(1) 道路台帳平面図データ	1式
(2) 道路台帳調書データ（総務省、国土交通省、道路法様式）	1式
(3) 路線網図データ	1式
(4) 台帳平面図縮小出力製本（1/1,000、15分冊）	1部
(5) 路線網図データ（1/2,500）	1式
(6) 路線網図出力製本（1/4,000）	2部
(7) 路線網図P D Fデータ（1/4,000）	1式
(8) 区域変更告示用資料	1式
(9) 交付税算定資料、里道路線名一覧（EXCEL形式）	1式
(10) 車載写真レーザ測量による3次元データ （ビューワーソフトヘインストール）	1式
(11) その他関連する成果	1式

第36条（道路管理システムへのデータセットアップ）

本業務における成果は全て発注者が運用する道路管理システムにデータをセットアップするものとする。

- 2 セットアップした道路管理システムが正常動作しない場合は、全て受注者の責にて正常動作が確認できるまでシステム調整を行うものとする。

第37条（統合型G I Sサーバへのデータセットアップ）

本業務における成果データは、発注者が運用する統合型G I Sサーバにデータセットアップするものとする。

- 2 セットアップするデータは他課システムで運用しているため、セットアップしたデータは全てのシステムでの稼動を実現させなければならないものとし、他課システムでの稼動が実現できない場合は、受注者の責にてデータの再調整を行わなければならないものとする。

第38条（その他）

本業務終了後といえども成果品にかくれた誤りがあった場合には、受注者は責任をもって直ちにその誤りを訂正しなければならない。

- 2 受注者は、作業の処理上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
3 現地調査実施にあたり、みだりに地元住民の感情を刺激することのないように言動に十分注意しなければならない。
4 測量作業中、第三者に損害を及ぼした場合、すべて受注者の責任において解決しなければなら

ない。

5 発注者が貸与する一切の資料は、亡失は無論のこと破損のないよう十分注意すること。

令和 7 年度

委託設計書

(当 初)

生駒市

課長		主幹		主幹		係長		設計		検算										
作成年月日												当 初			変 更					
委託業務名	令和 7 年度生駒市道路台帳整備業務											測量業務 台帳地形図修正 1 式 道路台帳作成 1 式 打合せ協議 1 式								
工事番号																				
路線・河川名																				
委託箇所																				
当初設計金額 (変更前)											円	当初請負金額 (変更前)								
変更設計金額 (変更後)											円	変更請負金額 (変更後)								
変更請負金額 計算式	(請負率) 当初請負額 ÷ 当初設計額 = 円 ÷ 円 = (変更価格) 変更設計工事価格 × 請負率 = 円 × = 円 (変更消費税等相当額) 変更価格 × 0.1 = 円 × = 円 (変更契約額) 変更価格 + 変更消費税等相当額 = 円 + 円 =																			

生駒市

事務所名	生駒市	単価適用年月	令和 7年 12月
課名・係名		歩掛適用年月	令和 7年 12月
単価地区	1地区	損料適用年月	令和 7年 12月
		諸経費適用年月	令和 7年 12月
調整区分			
安全费率		電子成果品作成費	
		委託先	
変更理由	<hr/> <hr/> <hr/>		

事 業 費 總 括 表

費 目	金 額	摘要	要
事業費			
工事費			
本工事費			
測量及び試験費		別紙内訳書のとおり	
補償費			
用地費			
機械器具費			
當繕費			
工事雑費			
応急工事費			
事務費			

設計内訳書（合算）

工事番号:

工事名	令和7年度生駒市道路台帳整備業務			事業区分 工事区分		測量業務 測量業務	摘要
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単価	金額		
測量業務							レベル1
台帳補正		式	1				レベル2
道路台帳の修正 S=1/1000		式	1				レベル3
道路台帳の修正 S=1/1000		式	1				設計書02
道路台帳作成		式	1				レベル3
道路台帳作成		式	1				設計書02
共通		式	1				レベル1
共通		式	1				レベル2
打合せ等		式	1				レベル3
打合せ		業務	1.0				設計書02
直接測量費		式	1				

設計内訳書（合算）

工事番号:

工事名	令和7年度生駒市道路台帳整備業務			事業区分 工事区分	測量業務 共通	摘要
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単価	金額	
諸経費			式	1		
測量作業費			式	1		
業務価格			式	1		
消費税相当額			式	1		
事業費			式	1		

設計内訳書（設計書02）

工事番号:

工事名	令和7年度生駒市道路台帳整備業務					事業区分 工事区分	測量業務 測量業務
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要		
測量業務	式	1					レベル1
台帳補正	式	1					レベル2
道路台帳の修正 S=1/1000	式	1					レベル3
道路台帳作成	式	1					レベル3
共通	式	1					レベル1
共通	式	1					レベル2
打合せ等	式	1					レベル3
直接測量費	式	1					
諸経費	式	1					
測量作業費	式	1					
業務価格	式	1					

工事番号:

設計内訳書（設計書02）

設計内訳書（設計書02）

工事番号:

工事名	令和7年度生駒市道路台帳整備業務			事業区分 工事区分	測量業務 測量業務	摘要
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単価	金額	
測量業務			式	1		レベル1
台帳補正			式	1		レベル2
道路台帳の修正 S=1/1000			式	1		レベル3
道路台帳の修正 S=1/1000			式	1		内 1 号
道路台帳作成			式	1		レベル3
道路台帳作成			式	1		内 2 号
共通			式	1		レベル1
共通			式	1		レベル2
打合せ等			式	1		レベル3
打合せ			業務	1.0		单 1 号
直接測量費			式	1		

設計内訳書（設計書02）

工事番号:

工事名	令和7年度生駒市道路台帳整備業務			事業区分 工事区分	測量業務 共通		
		工事区分・工種・種別・細別	規格			単価	金額
諸経費				式	1		
測量作業費				式	1		
業務価格				式	1		
消費税相当額				式	1		
業務費				式	1		

一式当たり内訳書（設計書02）

単価	使用年月	2025.12
歩掛適用年月		2025.12
労務調整係数		1.000-0000-0-1.00 0.0 0

内 1号	道路台帳の修正 S=1/1000	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
作業計画 レベル1,000			km2	0.02					单 2 号
現地調査 レベル1,000			km2	0.02					单 3 号
数値図化 レベル1,000			km2	0.02					单 4 号
数値編集 レベル1,000			km2	0.02					单 5 号
補測編集 レベル1,000			km2	0.02					单 6 号
数値地形図データファイルの作成 レベル1,000			km2	0.02					单 7 号
計									

一式当たり内訳書（設計書02）

単価使用年月	2025.12
歩掛適用年月	2025.12
労務調整係数	1.000-0000-0-1.00 0.0 0

内 2号	道路台帳作成		単位	式	数量	1			
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
移動計測車両による測量			km	2.04					单 8 号
道路台帳図調査編集			km	2.04					单 9 号
道路現況調査編集費			km	2.6					单 10 号
告示資料作成費			式	1					单 11 号
調査集計費			式	1					单 12 号
出力製本費(1/1,000)			セット	1					单 13 号
路線網図データ修正費(1/4,000)			式	1					单 14 号
路線網図出力製本費(1/4,000)			部	2					单 15 号
路線網図PDF作成費(1/4,000)			面	24					单 16 号
計									